

専門家個別相談 窓口のご案内

所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)により、消費税率の引き上げ時期が1年半延期されましたが、中小企業組合やその構成員企業にとって消費税率引上げへの対応は事業存続のための喫緊の課題であり、その重要性はますます高まっています。

このため、富山県中央会では、平成25・26年度に実施してまいりました消費税転嫁対策特別相談窓口を、平成27年度も引き続き実施いたします。

つきましては、消費税率の引上げやそれに伴う制度改正等によって生じる個別の課題、価格転嫁につながる経営力強化策等に関する特別相談窓口を下記のとおり開設しますので、ぜひご活用ください。

個別相談窓口開設の日程

毎月第3水曜 14:00~17:00
(7月については第3・5水曜日)

平成27年

5月20日	9月16日
6月17日	10月21日
7月15日、29日	11月18日
8月19日	12月16日

平成28年

1月20日



専門家

税理士〈北陸税理士会会員〉

※ご対応いただく税理士は相談日によって異なります。

会場

富山流通会館

【富山市問屋町1丁目3-18】 ※無料駐車場有り



このような
場合にご活用
ください!

- 消費税の表示方法を変えたいけど、これだと法律違反にならないかな…
- 消費税の価格転嫁が出来ず経営が苦しい…
- 10%引き上げまでに経営の適正化を図って対応をとらないと… etc.

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、下記まで FAX 076-422-0835 にてお申込みください。

お申込み・お問合せ先

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階

[URL] <http://www.chuokai-toyama.or.jp> [Mail] ryuurou@chuokai-toyama.or.jp

[TEL] 076-424-3686 [FAX] 076-422-0835

FAX:076-422-0835

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課 行

専門家個別相談窓口相談申込書

組 合 名 ・ 企 業 名		業 種	
相 談 者 名 氏 名	(役職)		
住 所	〒		
電 話 番 号		F A X	
E - m a i l			
相 談 日 希 望 日	平成 年 月 日 (水)		
希 望 時 間 帯	14:00～ 15:00～ 16:00～ ※ご希望の時間帯に○をつけてください。 ※14時30分～、15時30分～のご希望もお受けいたします。		
主 な 相 談 事 項	1. 価格転嫁に関する事項 2. 転嫁・表示カルテルに関する事項 3. 価格表示に関する事項 4. 消費税転嫁対策特別措置法に関する事項 5. 消費税制度全般に関する事項 6. 税務に関する事項 7. 経営相談 8. その他		
該当するものに ○をつけてくだ さい。			
その他特記 すべき事項	----- ----- ----- ----- ----- -----		
具体的に記載 すべきことが あればご記入 願います。			